

【50】「基準」と「規準」の使い方について

ポイント

「基準」は、物事を判断するときの基礎となる標準のこと。

「規準」は、手本として守るべき標準のこと。従うべき規則のこと。

1 「基準」

「基」は、「其」と「土」とを合わせた会意兼形声文字で、「土」が形を表し、「其」が音を示す。「其」は、箕で、もみがらやぬかをふるう四角い道具。「基」は、壙をきずく四角い土台をいう。そこから物事のはじめ、もとい、の意味を表す（漢・小）。

字義は、土台・よりどころ（基礎・基石・基本）などがある。

「準」は、「水」が形を表し、^{しゅん}「隼」が音を示す形声文字である。「水」は水。「隼」には平らなとか、ずつしり落ちつくとかの意味がある。「準」は、水が平らなことである（漢・小）。

字義は、みずもり（水平をはかる水準器）である。

「基準」とは、物事を判断するときの基礎となる標準のことである。次のような用例がある。

基準日 基準時 基準線 基準面 基準学歴 建築基準 評価の基準 判定の基準 採点の基準 許可の基準 免許の基準 認可の基準 昨年度の実績を基準に検討する

2 「規準」

「規」は、「夫」と「見」を合わせた会意文字である。「夫」は丈

夫で、男子であり、「おっと」である。丈夫が物を見る目は、法則に合っている。それで「規」は、^{はつと}法度のあることをいう。また、「夫」が形を表し、「見」が音を示す形声文字であるともいう。この説によると、「夫」はものさし、「見」は、「円」と音が通じるので、「規」は、「円」を描くものさしで、コンパスをいうとする。さらに、「規」は、「矢」と「見」の会意文字で、コンパスのことであるともいう（漢小）。

字義は、円をつくる物差し（コンパス）である。

「規」と「準」を合わせて、物事の手本として守るべき標準、また、従うべき規則となり、次のような用例がある。

規準に従う　社会生活の規準　審査の規準　公示価格の規準
とする

問題点

「基準」も「規準」も、共に物事のよりどころ、目安となるものをいうところから、その使い分けは難しい。

各法令の条文の見出し及び条文中に用いられている「基準」は、行政機関が認可・許可・免許を行う場合、その判断の基礎となるべき標準の意味等で用いられていることが多い。

条文の見出として、例えば、

○許可の基準（電気事業法5条、有線テレビジョン放送法4条、古物営業法4条、質屋営業法3条）

○認可基準（水道法8条）

○許可基準（道路運送法6条、海上運送法4条）

などがあり、条文中のものでは、例えば、

○国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。（道路運送法6条）